

平成 27 年度 第 1 回ヘルパー研修会

NPO 法人福岡市視覚障害者サポートセンター

1. 福岡市集団指導説明会の周知内容

1 障害者虐待防止法への取り組みについて

- ◆ 設置者、管理者には虐待行為の通報義務があり、隠ぺい行為は組織全体の問題となります。

(1) 障がい者への虐待が発覚

これまでの対応 ⇒ 今後は、組織的隠ぺいと捉えられ組織全体への行政処分の対象

- ①利用者及び第 3 者（ヘルパー含む）からの通報 ②内部調査と事実確認 ③事実認定
- ④該当者の処分

これからの対応（通報義務）

- ①利用者及び第 3 者（ヘルパー含む）からの通報 ②行政機関に通報、共同で事実確認
- ③事実の認定 ④該当者の処分（内部処分、行政処分、刑事罰、道義的罰則）

以上の流れに沿って行われます。内部処分は通報義務違反の対象となります。

(2) 障害者虐待の疑い例とは

- ◆ 障害者当事者の自覚（虐待を受けている意識）
- ◆ 該当ヘルパーの自覚（虐待をしている意識）

疑い例においては、第 3 者からの視点になるので、当事者間の自覚は関係ありません。

(3) 虐待 5 分類と刑法

I. 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷や痣、痛みを与える行為。身体を縛り付ける、過剰な投棄によって身体を自由を抑制する行為。

刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪

II. 性的虐待

性的な行為やその強要

刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 177 条強姦罪、第 178 条準強制わいせつ・準強姦罪

III. 心理的虐待

脅し・侮辱等の言葉や態度、無視する、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える

刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉棄損罪、第 231 条侮辱罪

IV. 放棄・放置

食事や排せつ・入浴・洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる

刑法第 218 条保護責任者遺棄罪

V. 経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだます等）財産や年金・賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する

刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

事業所に課せられた取組

(1) 運営規定への定めと職員への周知

- ◆ 理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示
- ◆ 虐待防止マニュアルやチェックリスト等の整備
- ◆ 内部組織（虐待防止のための委員会）を設置する
- ◆ 重要事項説明書や事業所パンフレットへの記載
- ◆ 職員への取り組み方針の周知
- ◆ マニュアルに基づいた研修の実施

※ 基準第 31 条第 5 項に虐待の防止のための措置に関する事項が定められている。

(2) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備

虐待防止委員会の組織図（通常モデル）

委員長：管理者

委員：虐待防止マネージャー、利用者や家族の代表、第 3 者委員

(3) 虐待防止委員会の役割

(ア)虐待防止のための計画作り

- ◆ 虐待防止の研修やマニュアル、チェックリスト、掲示物等の作成

(イ)虐待防止のチェックとモニタリング

- ◆ 虐待防止の取り組みの実施プロセス
- ◆ チェックリストの集計と委員会への報告
- ◆ 支援体制の状況と現場で抱えている課題を委員会に報告
- ◆ 苦情内容、職員のストレスマネジメントとの状況についても委員会に報告

(ウ)虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

- ◆ 虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて事案の検証の上、再発防止策の検討と実行

2 障害者差別禁止法施行について（障害を理由とする差別の解消を推進する法律）

平成 28 年 4 月 1 日施行（平成 25 年 6 月 26 日公布）

A) 不当な差別的取扱い

国、行政機関・地方公共団体・・・禁止

民間事業者・・・・・・・・・・禁止

例) 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

介助犬同伴での入店拒否、宿泊拒否。

B) 障害者への合理的配慮

国、行政機関・地方公共団体・・・法的義務

民間事業者・・・・・・・・・・努力義務

例) 筆談や読み上げ等、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

車いすの方が、乗り物に乗る時の手助け、窓口で障がいのある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げ）などの対応。

3 障がい福祉サービスについて

A) 人員、設備及び運営について

指定条例

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

（平成 24 年福岡市条例第 57 号）の遵守

B) 介護給付費等の算定に関して

イ) 算定基準

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)

ロ) 算定通知

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号)

(1) 契約からサービス提供までの事務処理

A) 契約の締結

利用者の支給量の確認、受給者証記載内容の確認は事業所の責務

(指定条例第 15 条において規定)

B) サービス提供記録の作成

サービス提供の都度、作成し利用者から確認印を貰う

(指定条例第 20 条において規定)

C) 居宅介護

① 買物の同行

買物はヘルパーの代行が基本だが、利用者本人が同行を希望した場合、禁止ではないが家事援助で算定すること。

② 通院等介助の外出先 (平成 24 年 4 月 1 日以降 ■印が追加)

- 病院等に通院する場合。
- **官公署への公的手続・相談。**
- 指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所に障がい福祉サービスの利用相談に行く場合。
- 指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所に相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービスの事業所を訪れる場合。

D) 同行援護

- 身体あり・なしは報酬単価による区別あるため、身体なしの場合でも身体的な介助が必要であれば行う。
- ヘルパーが付き添い中の交通費や施設入場料等（食事代は除く）は利用者負担。
- 目的地での活動中の時間での報酬算定は可能だが、個別支援計画書に基づく。
- スポーツの指導や相手は報酬算定対象外。
- 介護者が同伴できない時に利用できるサービスなので、**家族が同伴する場合は報酬算定の対象外**となります。家族が運転する車を利用しても同様。
- 入院・入所している方は利用できませんが、グループホーム（共同生活援助）入居中の方は利用できる場合がある。

E) 移動支援（地域生活支援事業）

- 同行援護と同様。（散歩、宿泊は対象外）
- 定期的な通院は移動支援ではなく、居宅介護の通院等介助が優先となる。

F) サービス提供の算定について

- 通院時の介助は、介助行為が発生した時間のみ算定できる。但し、**病院が対応できないことを確認**しなければならない。
- 診察室内は、医師からの申立書が区役所の窓口へ提出され、区役所の許可が下り、**受給者証に記載された場合にのみ認められる**。但し、許可された病院のみ。また、リハビリ室内、検査室内はこの特例の対象外となることに注意する。
- 同一時間帯においては、単一サービスのみが利用できる。複数サービスの同時提供が多く発覚している。
- 利用者とヘルパーの親族関係については、家族介護との区別が困難、算定対象外サービスを行う可能性が高く、倫理的に問題があるので、避けるようにする。
- サービス提供における介護給付費等の算定は、実際に要した時間ではなく、**当該個別支援計画書で定めた支援内容に要した時間に基づき算定することに注意する**。（ヘルパーや利用者が個別に判断した時間での算定は違反）**当初の個別支援計画で定めた支援内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合は、計画の見直し、変更を行う**。（算定通知第二-2-1）

同行援護は、公的制度です。国が定めている支援内容を提供した時間に対して、介護給付費が支払われることとなります。例を挙げれば、医師や看護師は医療保険で認められた治療や医療行為に基づいて報酬が発生します。「ガイドヘルパーもサービス提供責任者が作成した同行援護計画書に基づいたサービス提供に対して報酬が支払われます。」

2. スキルアップ研修 誘導の基本

1 ガイドヘルプ実技留意点

- (1) 元気にはっきりと名前を名乗って挨拶をする
- (2) 基本動作の長所・短所を理解する
- (3) 歩行速度の確認
- (4) 曲がる時、止まる時、段差、路面状況の変化をしっかりと伝える
- (5) 押す・引っ張る・空間に放置する・急な動作を**絶対にしない**

2 ガイド 4 つの条件

3 ガイドの基本的な考え方

3. グループワーク

同行援護従業者に求められるもの

移動支援技術における情報提供とは

例題 1)

注意しないといけない点

まとめ

例題 2)

注意しないといけない点

まとめ